平成２９年（家）第５４１１号
本籍東京都新宿区西早稲田１丁目９番、最後の住所東京都新宿区西早稲田１丁目９番23―621号　都営早稲田アパート
不在者　古園　　勝
昭和27年７月１日生
平成30年６月19日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第６２４６号
本籍高知県須崎市多ノ郷乙154番地、最後の住所東京都江戸川区東葛西５丁目47番１号　アクバルＴＨ203
不在者　谷岡　弘美
昭和35年７月13日生
平成30年６月19日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２１１６号
本籍群馬県渋川市中郷186番地、最後の住所横浜市神奈川区神大寺２丁目９番13―410号
不在者　石田　健一
昭和42年７月24日生
平成30年６月19日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第５９５号
本籍神奈川県平塚市平塚２丁目10番地12、最後の住所神奈川県伊勢原市岡崎6788番地の４
不在者　髙橋　傳吉
大正10年10月13日生
平成30年６月20日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

平成２９年（家）第２０４４号
本籍京都府舞鶴市字青井955番地１、最後の住所京都府舞鶴市字引土48番地の１
不在者　村上　義樹
昭和49年11月14日生
平成30年６月19日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所舞鶴支部裁判所書記官

平成２９年（家）第４５７号
本籍沖縄県島尻郡八重瀬町字志多伯58番地、最後の住所兵庫県伊丹市北本町３丁目92番地
不在者　神谷　昌哲
昭和45年８月９日生
平成30年６月16日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

平成２９年（家）第５４６号
本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字田原400番地イ、最後の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字田原400番地イ
不在者　伊東タミ子
昭和16年３月２日生
平成30年６月16日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所延岡支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成３０年（家）第５８号
本籍大阪府河内長野市美加の台７丁目35番地133、住所大阪市西成区萩之茶屋２―５―17グランド332号
申立人（失踪者）　松尾　　進
昭和34年７月２日生
平成30年６月２日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成３０年（へ）第１号
群馬県前橋市粕川町月田1101番地
申立人　茂木運送有限会社
代表者代表取締役　茂木　久男
権利を争う旨の申述の終期　平成30年６月15日
平成30年６月19日　　前橋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＦ03450
金額　502,200円
支払期日　平成28年10月５日
支払地　群馬県前橋市
支払場所　株式会社商工組合中央金庫前橋支店
振出日　平成28年５月25日
振出地　群馬県前橋市
振出人　旭化成株式会社　代表取締役　梶　徹也
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第７号
兵庫県尼崎市潮江２丁目４番12号
申立人　秋田テープ工業株式会社
代表者代表取締役　秋田　豊子
権利を争う旨の申述の終期　平成30年６月19日
平成30年６月20日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＵＭ225368
金額　1,000,000円
支払期日　平成29年10月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行十三支店
振出日　平成29年６月30日
振出地　大阪市
振出人　ダイヘン電設機器株式会社　代表取締役　宮本　泰利
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第３号
名古屋市中区上前津１丁目４番５号
申立人　林物産株式会社
代表者代表取締役　林　　貴夫
代理人弁護士　藤井　成俊
権利を争う旨の申述の終期　平成30年６月15日
平成30年６月19日　　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＩ280677
金額　1,390,581円
支払期日　平成30年４月30日
支払地　福岡市
支払場所　三井住友銀行福岡支店
振出日　平成29年12月31日
振出地　福岡市
振出人　三泉化成株式会社　代表取締役　武藤　靖
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の失権を宣言する。
福岡県田川郡糸田町2444番地の１
申立人　谷村　隆治
権利の届出の終期　平成30年６月18日
平成30年６月19日　　舞鶴簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　田川郡糸田町字大苗代2307番１
雑種地　1190平方メートル
⑵登記年月日番号　福岡法務局田川支局大正９年９月20日受付第3272号
⑶登記した権利の内容
大正７年９月25日地上権設定
目的　工作物所有
範囲　東方56坪
存続期間　無期限
地代　168円
支払期　大正８年９月25日全部領収済
地上権者　若松市本町二丁目178番地　井上鑛業合資会社

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第８１号
香川県高松市新田町甲291番地７
債務者　冨尾　敏雄
１　決定年月日時　平成30年６月28日午前11時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　国領　章博
４　破産債権の届出期間　平成30年８月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４７９号
仙台市太白区長町４丁目７番30―104号
債務者　畠山　真矢
１　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高島　梨香
４　破産債権の届出期間　平成30年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係